

鳥取県告示第 237 号

平成 17 年鳥取県告示第 59 号（鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則による情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----------------------------------|--------------------|--|-----|-----------------------------------|--------------------|--|-----|
| 条例等 | 条項 | 申請等及び処分通知等の内容 | 開始日 | 条例等 | 条項 | 申請等及び処分通知等の内容 | 開始日 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 鳥取県衛生環境研究所管理規則（平成14年鳥取県規則第72号） | 第4条第1項、第6条第1項及び第7条 | 鳥取県衛生環境研究所の利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出 | 〃 | 鳥取県衛生環境研究所管理規則（平成14年鳥取県規則第72号） | 第4条第1項、第6条第1項及び第7条 | 鳥取県衛生環境研究所の利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出 | 〃 |
| | 第10条第3項及び第11条第2項 | 使用料又は手数料の減免の申請及び既納使用料の還付の申請 | 〃 | | 第10条第3項及び第11条第2項 | 使用料又は手数料の減免の申請及び既納使用料の還付の申請 | 〃 |
| 鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号） | 第3条第1項、第5条及び第6条 | 鳥取県産業技術センターの利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出 | 〃 | 鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号） | 第3条第1項、第5条及び第6条 | 鳥取県産業技術センターの利用の申込み、利用許可の変更の申込み及び利用の辞退の届出 | 〃 |
| | 第12条 | 分析等のための職員の派遣の依頼 | 〃 | | 第12条 | 分析等のための職員の派遣の依頼 | 〃 |
| | 第18条第2項 | 使用料又は手数料の減免の申請 | 〃 | | 第18条第2項 | 使用料又は手数料の減免の申請 | 〃 |
| 略 | | | | 略 | | | |